

## 岩倉市一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市が発注する建設工事の一般競争入札(以下「入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札の対象となる工事は、岩倉市が発注する建設工事のうち、予定価格が1,000万円を超える工事(土木一式工事、建築一式工事、舗装工事又は水道施設工事にあつては、3,000万円を超える工事)とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を備えている者とする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けていること。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4の規定に該当していないこと。
  - (3) 岩倉市の建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (4) 当該工事の入札の公告日から落札決定の日までの間において、岩倉市指名停止取扱要領(平成28年10月1日施行)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
  - (5) 当該工事の公告日から落札決定の日までに、岩倉市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年9月27日付け岩倉市長・岩倉市水道事業岩倉市長・岩倉市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、入札に参加できる条件として、次に掲げる事項について定めることができる。
- (1) 経営事項審査に基づく総合評定値
  - (2) 営業所(本店又は支店)等の所在地
  - (3) 当該工事と同種又は類似工事の施工実績
  - (4) 当該工事に配置を予定する技術者の資格及び経験
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の場合は、当該共同企業体の構成員について、前2項の規定を準用する。

(入札の公告)

第4条 市長は、令第167条の6第1項及び岩倉市契約規則(昭和46

年岩倉市規則第14号。以下「規則」という。)第7条の規定に基づく入札の公告に、規則第8条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 一般競争入札参加申出書(様式第1。以下「参加申出書」という。)の提出方法及び提出場所
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2)及び入札参加資格確認に必要な書類(以下「確認申請書等」という。)の提出方法及び提出場所
- (3) 落札者決定方法

2 前項に規定する入札の公告は、岩倉市公告式条例(昭和46年岩倉市条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場所への掲示並びに岩倉市ホームページ(以下「ホームページ」という。)及びあいち電子調達共同システム(CALS/EC)の入札情報サービスサブシステム(以下「入札情報サービスシステム」という。)への掲載により行うものとする。

(入札参加申請)

第5条 入札に参加しようとする者は、所定の期限までに参加申出書により申し出なければならない。

2 前項の申出は、任意に撤回することができるものとする。この場合においては、入札辞退届(様式第3)を提出しなければならない。

3 参加申出者が共同企業体の場合にあつては、参加申出書のほか、岩倉市特定建設工事共同企業体取扱要領(令和2年3月1日施行)第9条に掲げる書類を提出しなければならない。

(設計図書)

第6条 入札に付する工事の設計書、仕様書及び設計図面(以下「設計図書」という。)は、入札情報サービスシステムに掲載する。

(入札)

第7条 入札に参加しようとする者は、入札書を入札の公告で指定された方法により市長に提出しなければならない。

(開札)

第8条 開札は、入札の公告で指定した日時及び場所において行うものとする。

2 当該入札においては、予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)で最低の価格で入札した者(総合評価競争入札の場合は、最高の評価値で入札した者)を落札候補者とし、落札候補者の次の順位の価格で入札した者(総合評価競争入

札の場合は、落札候補者の次の評価値で入札した者)を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留するものとする。

3 開札の結果、前項の落札候補者となる者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者及び次順位者を決定するものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第9条 入札における入札保証金及び契約保証金は、規則の規定によるものとする。ただし、規則第31条第3号の規定は、適用しない。

(入札の取りやめ等)

第10条 規則第17条及び岩倉市入札者心得(昭和57年4月1日施行)第15条に規定する場合は、市長は、入札を取りやめ、中止し、又は延期することができる。

(資格確認申請書の提出)

第11条 市長は、開札後、次条の規定により落札者が決定するまで、落札候補者から順に確認申請書等の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、当該確認申請書等の提出を求められた日から起算して2日(岩倉市の休日を定める条例(平成3年岩倉市条例第1号)第1条第1項各号に規定する岩倉市の休日(以下「休日」という。)の日数は、算入しない。)以内に確認申請書等を持参により提出するものとする。

3 市長は、落札候補者が前項に規定する提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者を不適合者とし、次順位者に確認申請書等の提出を求めるものとする。

(入札参加資格の審査)

第12条 市長は、前条第2項の規定による確認申請書等の提出があったときは、当該落札候補者が入札の公告に示す入札参加資格の要件を満たしていることの審査(以下「入札参加資格審査」という。)を行い、入札参加資格審査の結果、当該資格の要件を満たしている場合は落札決定とし、満たしていない場合は次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、入札参加資格審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格審査は行わない。

2 入札参加資格審査は、前条第2項に規定する確認申請書等の提出があった日から起算して3日(休日の日数は、算入しない。)以内に行わなければならない。

(落札決定の通知等)

- 第13条 市長は、前条第1項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者に対し直ちに通知するものとする。
- 2 市長は、入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第4）によりその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、同項の通知を受領した日から起算して5日（休日の日数は、算入しない。）以内に、その理由について市長に対して書面により説明を求めることができるものとする。
- 4 落札者以外の入札参加者に対する通知は、入札結果を会計管財課において閲覧に供するとともにホームページ及び入札情報サービスシステムに掲載することにより行われたものとみなす。  
（低入札価格調査等）
- 第14条 前条の規定にかかわらず、低入札調査基準価格を設けた場合において、落札候補者が低入札調査基準価格を下回る価格で入札したときは、市長は、入札参加資格を有していると認めたものについて、岩倉市低入札価格調査等実施要領（平成29年10月1日施行）の定めるところにより落札者を決定するものとする。
- 2 低入札価格調査の結果により落札候補者を契約の相手方としない場合は、次順位者を新たな落札候補者とし、当該次順位者の入札参加資格の確認については、第12条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「確認申請書等の提出があった日」とあるのは、「低入札価格調査結果の決定日」と読み替えるものとする。  
（雑則）
- 第15条 この要領に定めるもののほか、入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成28年10月1日から施行する。  
（岩倉市制限付一般競争入札実施要綱の廃止）
- 2 岩倉市制限付一般競争入札実施要綱（平成7年4月1日施行）は廃止する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1（第4条、第5条関係）

一般競争入札参加申出書

年 月 日

岩倉市長

殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記工事の一般競争入札に参加したいので、申出します。  
なお、地方自治法施行令第167条の4に該当するものでないことを誓約します。

記

1 工 事 名 .....

2 開 札 日 年 月 日

<担当者・連絡先>

\* 担 当 者 名

\* 担 当 部 署

\* 電 話 番 号

様式第2（第4条、第11条関係）

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記工事の落札候補者となりましたので、入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工 事 名 .....
- 2 許 可 番 号 大臣・知事（特・般一 ）第 号
- 3 配置予定技術者  
\*氏名 ..... \*生年月日 年 月 日  
\*法令による資格・免許（取得年月日・登録番号）  
① .....  
②実務経験年数 ..... 年
- 4 添付書類  
\*資格証明書の写し（国家資格を有する者）  
\*経歴書（実務経験による者）  
\*同種又は類似工事の施工実績調書

【注意事項】

- ・添付書類は公告で指定された書類名を記入してください。

様式第2の添付書類

同種又は類似工事の施工実績調書

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

○ 

工 事 名 称 等
-----------

- \* 工 事 名
  
- \* 発注機関名
  
- \* 工 事 場 所
  
- \* 請負代金額
  
- \* 工 期

○ 

工 事 概 要
---------

- \* 工事内容（規模・構造・形式等）
  
- \* 工事概算数量（主要資材・機材等）
  
- \* 特記事項（施工条件等）
  
- \* コリンズの写し又は契約書の写しを添付すること。

様式第3（第5条関係）

入 札 辞 退 届

年 月 日

岩倉市長

殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記工事の入札に参加を申し込みましたが、入札を辞退します。

記

1 工 事 名 .....

2 開 札 日 年 月 日

3 辞 退 理 由

.....

様式第4（第13条関係）

一般競争入札参加不適合通知書

年 月 日

様

岩倉市長

年 月 日付けで申請のありました入札参加資格について審査の結果、  
下記のとおり不適合とみとめられましたので通知します。

記

1 入札公告日 年 月 日

2 開 札 日 年 月 日

3 工 事 名 .....

4 理 由

\*この通知を受理した日から起算して5日（休日の日数は、算入しない。）以  
内に、その理由について書面により説明を求めることができます。